

愛媛県犯罪被害者等支援条例(仮称)素案

第1 目的

この条例は、

- 犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、
- 県、県民、事業者及び民間支援団体の責務並びに市町の役割を明らかにするとともに、
- 犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定めることにより、
- 犯罪被害者等の支援を総合的かつ計画的に推進し、
- もって犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減並びに犯罪被害者等の生活の再建を図るとともに、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

第2 基本理念

犯罪被害者等の支援は、

- 全ての犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されること
- 犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害又は二次的被害の状況及び原因並びに犯罪被害者等が置かれている生活環境その他の状況に応じて適切に講ぜられること
- 犯罪被害者等が、被害を受けた時から再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、犯罪被害者等の立場に立ったきめ細かな支援が途切れることなく講ぜられること
- 国、県、市町、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係する者が相互に連携を図り、協力して講ぜられることを旨として推進されなければならない。

第3 関係者の役割

1 県の責務

- 基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的に策定し、及び実施する。
- 市町が犯罪被害者等の支援に関する施策を策定し、実施するために必要な情報の提供、助言その他の支援を行う。

2 県民の責務

- 基本理念にのっとり、犯罪被害者等の置かれている状況や犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、二次的被害が生じることのないよう十分配慮するよう努めるとともに、県が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努める。

3 事業者の責務

- 基本理念にのっとり、犯罪被害者等の置かれている状況や犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、犯罪被害者等の就労や勤務に関し、必要な支援を行うよう努めるとともに、不利益な取扱いをすることがないように十分配慮するよう努める。
- 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、二次的被害が生じることのないよう十分配慮するよう努めるとともに、県が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努める。

4 民間支援団体の責務

- 基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援に関する専門的知識や経験を生かした犯罪被害者等の支援活動を推進するよう努めるとともに、県が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努める。

5 市町の役割

- 基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深めるとともに二次的被害が生じないよう努める。
- 国、県及び民間支援団体との役割分担を踏まえて、犯罪被害者等に対して必要な支援を行うほか、県が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努める。

6 個人情報の適正な管理

- 県、事業者、民間支援団体その他犯罪被害者等の支援に係る機関等は、犯罪被害者等の支援における個人情報の重要性を認識し、犯罪被害者等及びその関係者の個人情報を適正に管理する。

第4 推進体制の整備等

1 推進体制の整備

県は、国、市町、民間支援団体等と連携し、効果的かつ円滑な犯罪被害者等の支援の実現を図るための体制を整備する。

2 支援に関する指針

- 県は、犯罪被害者等の支援を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者等の支援に関する指針（基本指針、具体的施策、その他必要な事項）を定める。
- 県は、指針を定め、又は変更するに当たっては、関係者等の意見を聴くとともに、県民等の意見を反映するために必要な措置を講ずる。
- 県は、指針を定めたとき、又は変更したときは公表する。
- 県は、指針に基づく施策の実施状況について、適宜公表する。

3 財政上の措置

県は、犯罪被害者等の支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努める。

第5 基本的施策

1 相談及び情報の提供等

県は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪等による被害の発生時から、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要な施策を講ずる。

2 損害賠償の請求についての支援

県は、犯罪等による被害に係る損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現を図るため、犯罪被害者等が行う損害賠償の請求に関し、必要な施策を講ずる。

3 経済的負担の軽減

県は、犯罪被害者等が受けた被害に起因する経済的負担の軽減を図るため、経済的な助成に関する情報の提供や助言その他の必要な施策を講ずる。

4 保健医療サービス及び福祉サービスの提供

県は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずる。

5 安全の確保

県は、犯罪被害者等が再被害や二次的被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずる。

6 居住の安定

県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図り、又は再被害及び二次的被害を防止するため、県営住宅への入居における特別の配慮、一時的な居住のための住居の提供その他の必要な施策を講ずる。

7 雇用の安定

県は、犯罪被害者等の雇用の安定や職場における二次的被害の防止を図るため、事業者に対し、犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深めるための必要な施策を講ずる。

8 日常生活の支援

県は、犯罪被害者等が早期に平穏な日常生活を営むことができるよう、日常生活の支援に関する情報の提供や助言その他の必要な施策を講ずる。

9 県民の理解の増進

県は、犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への配慮の重要性等について県民の理解を深めるため、犯罪被害者等の支援に関する広報及び啓発、教育活動その他の必要な施策を講ずる。

10 学校における教育

県は、学校の設置者等と連携し、学校において、児童生徒等が犯罪被害者等の置かれている状況や犯罪被害者等の支援の必要性、二次的被害の防止の重要性等について理解を深めるための教育が行われるよう、必要な施策を講ずる。

11 人材の育成

県は、犯罪被害者等の支援の充実を図るため、支援にかかわる人材を育成するための研修の実施その他の必要な施策を講ずる。

12 民間支援団体に対する支援

県は、民間支援団体の活動の促進を図るため、犯罪被害者等の支援に関する情報の提供及び助言、支援に従事する者の心理的負担を軽減するための措置その他の必要な施策を講ずる。